



長野県報

4月13日(木)
令和5年
(2023年)
第397号

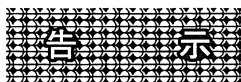
目次

告示

長野県産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域（産業立地・IT振興課）	1
都市計画事業の事業計画の変更認可（3件）（生活排水課）	1
解除予定保安林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	3
地方自治法に基づく包括外部監査契約の締結（監査委員事務局）	3
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	3

公告

随意契約の相手方の決定（DX推進課デジタルインフラ整備室）	5
調理師試験の実施（食品・生活衛生課）	5
製菓衛生師試験の実施（食品・生活衛生課）	6
特定調達契約に係る一般競争入札（契約・検査課）	7
土地改良区の定款変更の認可（2件）（農地整備課）	9
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	9



長野県告示第224号

次の区域を長野県産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第2条第1項第1号のオに規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和5年4月13日

長野県知事 阿部 守一

塩尻市大字洗馬字芦ノ田2923番3及び2923番4

産業立地・IT振興課

長野県告示第225号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年4月13日

長野県知事 阿部 守一

- 施行者の名称
飯田市
- 都市計画事業の種類及び名称
飯田都市計画下水道事業 飯田市特定環境保全公共下水道（竜丘処理区）

3 事業施行期間

自：平成9年2月3日

至：令和12年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第226号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年4月13日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

飯田市

2 都市計画事業の種類及び名称

飯田都市計画下水道事業 飯田市公共下水道（飯田処理区）

3 事業施行期間

自：昭和24年11月2日

至：令和12年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年4月13日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

飯田市

2 都市計画事業の種類及び名称

飯田都市計画下水道事業 飯田市公共下水道（川路処理区）

3 事業施行期間

自：平成11年11月30日

至：令和12年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第228号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年4月13日

長野県知事 阿部 守一

- 解除に係る保安林の所在場所
須坂市大字豊丘字奈良山3297の7（次の図に示す部分に限る）、3297の5
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第229号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年4月13日

長野県知事 阿部 守一

- 解除に係る保安林の所在場所
須坂市大字豊丘字奈良山3297の7（次の図に示す部分に限る）、3297の8、3297の9
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第230号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年4月13日

長野県知事 阿部 守一

- 包括外部監査契約の期間の始期
令和5年4月1日
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
(1) 氏名 弓場 法
(2) 住所 長野市大字安茂里3728番地2
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に精算払。ただし、必要に応じ概算払を行う。

監査委員事務局

選告示第21号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

令和5年4月13日

長野県選挙管理委員会委員長 北島 靖生

別表中

34,303	34,296
314,389	314,349
109,861	109,841
71,709	71,718
45,499	45,479
18,975	18,961
42,880	42,859
13,420	13,413
18,908	18,917
11,631	11,635
18,194	18,186
8,873	8,867
17,624	17,612
7,506	7,498
6,190	6,182
21,425	21,429
18,405	18,396
39,693	39,689
20,732	20,734
8,220	8,222
27,146	27,157
6,551	6,545
22,458	22,463
7,278	7,269
8,532	8,533

を

に改める。

選挙管理委員会